

第 78 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 4 年 7 月 27 日 (水) 開会 10 時 00 分 閉会 12 時 00 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 4 委員会室

案 件

1 諮問案件

- (1) 番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について 【健康医療部 地域保健課】
- (2) 強制徴収公債権の金融機関等の照会調査業務の新たな電子計算機処理等に係る個人情報の保護について 【税務部 債権管理課】
- (3) 新ホームページ管理システムの導入に係る個人情報の保護について 【総務部 広報課】
- (4) 個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて (継続審議)
【市民部 市民総務室】

2 その他

<委員>

出席者：畠田 健治 (会長) 河野 和宏 (副会長) 荒木 健児 宮前 正利
塩路 裕子 中西 清美 宮本 修
欠席者：豊永 泰雄 河口 恵 平山 雄一 廣瀬 恵美子

<実施機関 (説明者)>

- (1) 地域保健課 (総括参事) 中村 忠司 (主幹) 嶋尾 美貴子 (主幹) 樋口 雅俊
(主査) 細川 裕基 (主任) 中島 友樹
- (2) 債権管理課 (課長) 三住 勝 (課長代理) 海部 裕介
- (3) 広 報 課 (課長) 田中 美穂 (主査) 山本 和樹 (主任) 山根 涉
(係員) 畑 由真
- (4) 市 民 部 (部長) 高田 徳也
市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<事務局>

市 民 部 (部長) 高田 徳也
市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

<傍聴者>

なし

諮問案件（１）番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検について

【健康医療部 地域保健課】

1 諮問内容

（１）対象業務

予防接種に関する事務

（２）概要

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が新型コロナワクチン接種証明書アプリの提供を始めたこと、ワクチン接種記録システム（VRS）の改修をしたこと、また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付が開始されることに伴い、先に公表した評価書の内容に加えて、下記のとおり新たに特定個人情報の取扱いに変更があったため、特定個人情報保護評価を再実施し、評価書の修正案を作成しました。

このたび、評価書の修正案に対する市民からの意見募集が終了しましたので、当該評価書について第三者点検をお願いするものです。

なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有するとき、または保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前又は変更を加える前に評価を実施することを原則としています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、可及的速やかにワクチン接種記録システム（VRS）を活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行が求められており、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の規定に該当するものと認められたため、下記ア及びイについては、事後に評価を実施したものです。

[取扱いの変更点]

ア 新型コロナワクチン接種証明書アプリの電子申請受付時に個人番号を取得して本人確認を行うこと。

イ ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の際に、従来必要としていた本人同意を要せずに接種記録照会が可能になったこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等のキオスク端末における自動交付の申請受付時に個人番号を取得して本人確認を行うこと。

（３）諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、意見を聴くこと（第三者点検）について諮問します。

2 議事要旨

委員： 評価書 24 ページ「リスクに対する措置の内容」について、「転出先市町村への接種記録の提供」「本市からの転出者について、」が脱字していると思われるが、いかが。

実施機関： 御指摘のとおりです。訂正させていただきます。また、他にもいくつか記載誤りがありましたので、本日、お配りしています正誤表のとおり訂正させていただきます。

委員： 今回の全項目評価にあたり、国から評価書の記載例等が示されているのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 評価書 18 ページ「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」において、真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じているとあるが、真正性とは、なりすましをされていないということなので、認証に関することを指していると思う。電子署名を使っているので、本人だと認証したということの意味は通じると思うが、文面だけ読むと、改ざんされていないことの意味で使われているようにもとれる。送信情報が改ざんされていないという意味で使用しているのであれば、セキュリティ用語では、真正性（authenticity）ではなく正真性又は完全性（integrity）という。この点について、確認は可能か。

実施機関： この部分については、国が示す評価書の記載例のとおり作成しているものです。

委員： もしかしたら国が誤っている可能性もある。機会があれば確認しておいてほしい。

委員： ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の際に、従来必要としていた本人同意を要せずに接種記録照会が可能となったのはなぜか。

実施機関： 番号法第 19 条第 16 号に規定する本人の同意を得ることが困難なときに該当する旨の通知が国からありました。

委員： コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、なぜ意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けることができるのか。

実施機関： キオスク端末から交付申請を行う際、コンビニ交付に対応する市町村のみが端末画面上から選択可能となり、それ以外の市町村は選択できないということで誤入力等を避けることができるものと理解しています。

委員： どこのコンビニでも交付申請は可能なのか。

実施機関： コンビニ交付自体は 7 月 26 日から始まっていますが、現時点で対応しているのは北海道の一部のコンビニに限られています。国がコンビニ事業者と調整し、順次拡大していく予定です。

委員： 電子交付アプリと VRS との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしているとあるが、盗聴されるリスクがあるのか。

実施機関： 評価書は国の記載例に倣って作成したのですが、盗聴については想定されるものではないと考えます。

委員： キオスク端末の音声案内とあるが、番号入力にあたって音声が出るのか。

実施機関： 音声案内は、取り忘れの注意喚起に用いられるものです。

委員： ワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会の際に、従来必要としていた本人同意を要せずに接種記録照会が可能とのことだが、評価書 8 ページの本人への明示のところ、本市への転入者について接種者から同意を得て入手するとあるのは、また別の話か。

実施機関： マイナンバーを取得する際、本人から同意を得て行うことを記載しているものです。

委員： コンビニ経営は法人直営であったり、フランチャイズであったりするが、交付申請への対応は一律の対応となるのか。

実施機関： 店舗を限定しての取扱いがなされているところがあるため、対応については契約にあたって決められるものと考えます。

3 委員間協議

全員一致で同意する。

諮問案件（2）強制徴収公債権の金融機関等の照会調査業務の新たな電子計算機処理等に係る個人情報保護について	【税務部 債権管理課】
--	-------------

1 諮問内容

（1）対象業務

強制徴収公債権の財産調査業務

（2）概要

ア 目的

現在、本市の強制徴収公債権（市税、国民健康保険料等）の様々な財産調査業務は紙文書により実施していますが、この方法では金融機関や生命保険会社（以下「金融機関等」とします。）に対する照会調査が金融機関等の業務を圧迫させているため、本市では対象者を原則として滞納額 5 万円以上に絞り、債権管理課が強制徴収公債権所管室課（以下「所管室課」とします。）から対象者を取りまとめた上で、名寄せや過去の照会調査状況等を確認しながら、毎月、金融機関等の負担にならない照会調査件数で実施をしています。また、この方法では回答までに約 3 か月を要するため、滞納整理の早期着手の点からも問題があります。

こうした中、昨今では一部の金融機関等による電子照会が開始され、本市の照会先金融機関等の多くが電子照会に対応していることから、電子照会による本業務の実施を進め、業務プロセスの改善を図ります。

イ 効果

- (ア) 1回の照会調査で使用する約 800 枚の紙や約 60 通の封筒等の紙資源が、電子照会により節減します。
- (イ) 回答に要する期間が約 3 か月から約 3 日に短縮するため、滞納整理の早期着手が可能となります。
- (ウ) 電子照会により金融機関等の回答業務が軽減されることから、原則、滞納額 5 万円以上とした本市の独自制限を撤廃することが可能となります。
- (エ) 照会や回答の際の仕分けや整理、回答書のスキャニング等の事務作業が無くなることから、事務効率の向上を見込むことができます。

(3) 諮問理由

本業務の対象者は滞納者であり、取扱いに細心の注意を要する情報であることから、本市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 6 条第 2 項第 2 号に該当するものですが、国税徴収法により実施している業務であるため、同項本文のただし書きに該当することから、債権管理課で取りまとめにより実施しています。

また、本業務を電子データにより実施することで、「3 業務の概要」の「2 効果」による効果が見込まれること、また外部と隔離した環境で作業や通信を行い、本人の権利や利益を不当に侵害するおそれがないため、条例第 12 条第 3 項及び条例第 13 条第 2 項に該当するものです。

2 議事要旨

委員： 「強制徴収公債権の金融機関等の照会調査の流れ（電子照会）」の「①財産調査対象者の調査データを、情報政策室へ依頼して送信する。」と「⑩財産調査対象者の回答データを、情報政策室へ依頼して送信する。」は、情報政策室が管理者権限処理依頼書に基づき依頼元のフォルダから提供先のフォルダにデータをコピー格納することか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 債権管理課での調査データ及び変換した電子照会用調査データの保有期間、廃棄時期について、説明をお願いしたい。

実施機関： 現行の紙文書での照会調査については照会調査件数の抑制のため、本市独自の制限として滞納金額 5 万円未満と同一人物の同一照会先への 2 年間の再照会調査を原則禁止としております。このため、2 年間の再照会調査の原則禁止を確認することから、現時点では調査データの保有期間を 5 年間としております。

今後、電子照会サービスによる運用を実施した場合は、これらの本市独自の制限を撤廃する予定のため、調査データや変換した電子照会用調査データ（以下「調査データ等」とします。）の保有期間を 1 年間に短縮し、廃棄サイクルについては年度単位でのデータ廃棄を予定しております。

なお、廃棄方法については該当の格納フォルダから調査データ等を手動により削除

の上、削除されているかどうかの確認については、削除担当者以外の職員の目視により確認をします。

委員：吹田市のネットワークセキュリティの『三層の対策』の考えを教えてください。

実施機関：三層分離の考え方は、総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づいており、ネットワークを物理的に ①マイナンバー利用事務系（吹田市では SJ ネットワーク）、②LGWAN 接続系（吹田市では SA ネットワーク）、③インターネット接続系の 3つの領域に分離しているものとなります。

委員：事前に他自治体での同様の外部接続での実績や運用内容等の確認をされているかどうか、また確認されているのであればその内容を教えてください。

実施機関：本市が計画している電子照会サービスを導入し、既に実施している大阪府下の自治体は、大阪市、豊中市、羽曳野市、大東市、河内長野市になります。また、本年8月より池田市が無料トライアルで導入予定とのこと。更に、自治体ではありませんが国税庁（各税務署）や日本年金機構も導入し、実施しているところです。これらの先行導入している自治体等については、電子照会サービスを利用するために LGWAN 回線で外部接続を行う必要があることから、既に実績があります。

次に他自治体の運用内容等についてですが、電子照会サービスの運用については本市のセキュリティポリシーに則った対策を進める必要があるため、本市の情報政策室と協議の上で実施することが重要であると考えております。このため、債権管理課では他自治体の運用内容等の確認についてはしていません。

委員：調査データ及び回答データは、SA 環境と SJ 環境ともに保存年限は同じ取扱いとなるのか。

実施機関：SA 環境での処理が終わり次第、当該データは削除します。データの保管は SJ 環境で行うこととなります。

会長：今回の諮問は、実施機関以外のものとの電子計算機処理の結合の制限に当たるとのことだが、実施機関以外のものとは、電子照会取扱会社を指すのか、金融機関を指すのか。

実施機関：電子照会取扱会社となります。

委員：本サービスに参加する金融機関数により、効果が変わると思うが、金融機関の参加状況等はどのようなものか。

実施機関：大手銀行の参加は、以前はりそな銀行のみであったが、今春からみずほ銀行やゆうちょ銀行も加わり、費用対効果が見合うものになってきたと判断しています。三菱UFJ 銀行も来年度から加わると聞いています。

会長：サービス利用に係る契約締結にあたっては、セキュリティ対策等をしっかりと確認のうえ行ってほしい。

実施機関： 秘匿性の高い情報を扱うため、先行導入市の視察等も検討し、しっかりと個人情報を取扱っていきたいと考えています。

委員： 現行では滞納額5万円以上に絞って照会調査を行っているとのことだが、5万円というのは様々な部署での滞納額を集約した合計額が5万円以上ということか。

実施機関： 単一部署での滞納額が5万円以上の場合が対象となります。現状では、各滞納者について単一部署毎ではなく全市的に滞納額を把握できる仕組みがなく、その点については課題であると認識しています。

委員： 本市で滞納している者が他市に転出し、そこでも滞納が発生した場合、金融機関への照会調査は双方の市からなされるのか。

実施機関： お見込みのとおりです。ただし、財産の差し押さえは、早い者勝ちとなるため、本サービスを導入することで、従来3か月かかっていたものが3日で回答もらえるようになることは大きなメリットだと考えています。

3 委員間協議

全委員一致で同意する。

ただし、契約にあたっては情報セキュリティに十分配慮した内容を盛り込むことを要望する。

諮問案件（3）新ホームページ管理システムの導入に係る個人情報の保護について

【総務部 広報課】

1 諮問内容

（1）対象業務

ホームページ管理・運営業務

（2）概要

ア 目的

市のホームページは、正確かつ最新の情報を迅速に発信するため、各担当部署が、直接情報を発信する運用としています。多数の職員がホームページでの情報発信を行うため、特別な知識が無くても容易にページを作成することができるホームページ管理システムを導入しています。このシステムは災害時においても、安定的にホームページを運用することができるよう、大阪府外の遠隔地にあるデータセンター（クラウドサーバ）を利用しています。

現在広報課では、ホームページ管理システムの再構築を進めており、今年度中に新システムへの入替えを行う予定としています。新システムでは、ホームページ上の入力フォームを通じた市民からの問い合わせを受け付け、管理を行う機能（以下「問合せ受付機能」という。）を備

えています。これにより、市民がいつでも問合せをできるようにし、市民サービスの向上を図ることができます。

イ 効果

(ア) 問合せ受付機能について

問合せ受付機能は、(1) 各室課の問合せ対応業務 (2) 広聴業務(市民の声)で利用します。本機能を導入することで、以下の効果が見込まれます。

《市民にとっての効果》

- ・メールソフトを立ち上げることなく、閲覧しているページから、直接問合せを送ることができる。
- ・入力内容が確認画面に表示されるため、投稿前に自身が入力した内容を確認することができる。
- ・24時間いつでも Web から問合せをすることができる。

《市にとっての効果》

- ・問合せ対応に必要な入力項目を設定し、なおかつ入力必須項目に設定することで、最低限必要な情報を漏れなく取得することができる。
- ・迷惑メールを防止することにつながる。
- ・自動返信機能があるため、問合せの受付確認メールを送信することができる。

(イ) 災害対策について

本市が被災した場合であっても、遠隔地にあるデータセンター(クラウドサーバ)を利用することにより、ホームページの継続的な運営が可能となり、市民に必要な情報を発信することができます。

(3) 諮問理由

新たなホームページ管理システムの構築が条例第12条第1項の「新たに電子計算機処理を行うおうとするとき」に該当し、また、遠隔地のデータセンター(クラウドサーバ)を利用することが、災害に対するリスク分散を図り、安定的なホームページの運営に寄与することから公益上特に必要があると考えるため、条例第13条第2項の「実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限」に該当するため、本審議会に諮るものです。

2 議事要旨

委員： 想定されている市民からの問い合わせの件数およびデータ量を教えてください。

実施機関： 現行システムの、「市政に対するご意見・ご要望(市民の声)」のフォーム(全庁的な問合せ・ご意見を集約して受付)の実績を参考にすると、少なくとも年間1200件程度の問い合わせを受け付ける想定です。

新システムでは、これに加えて各室課個別の問合せも室課それぞれのフォームで受け付けるため、上記1200件に各室課分が上乘せされる想定です。データ量について

は、問合せ内容はテキストデータのため、年間 1200 件とすると約 1 MB になると想定しています。

なお、システム上ファイルを添付出来る機能があります。この機能を利用するかどうかについては現在担当室課と調整中です。利用する場合、1 件当たりの添付ファイルは最大 10MB 程度とする予定です。

委員： アクセス可能は吹田市職員および保守業者とあるが、ここでいう市職員とは吹田市役所配下の全職員を指しますか。何らかの限定がされますか。

実施機関： 問い合わせ管理画面の ID とパスワードは、各室課ごとに割り当てます。そのため、特定の室課宛てのフォームから送信した問合せは、その室課の所属職員のみ閲覧・削除することができます。室課の ID・パスワードは問合せ処理業務を担当している職員（会計年度職員を含む。）が管理します。

なお、ホームページ管理システムの管理者権限を有する広報課のホームページ担当者、及び保守業者は、全てのフォームに寄せられた問合せ内容にアクセスすることができます。管理上閲覧・削除することができますが、通常業務においてはアクセスすることはありません

委員： IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が示す「安全なウェブサイトの作り方 ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト」にあるセキュリティ要件項目を満たしているとのことだが、どの項目を満たしているかの確認はしているのか。

実施機関： 構築業者から当該チェックリストにチェックが入ったものを取得しており、どの項目を満たしているかについては把握しています。

委員： 資料 2 以外にも必要な対策をとっているという認識でよいか。

実施機関： はい。

会長： 今回の諮問は、実施機関以外のものとの電子計算機処理の結合の制限に当たるとのことだが、実施機関以外のものとは、どこになるのか。

実施機関： 構築業者（株式会社フューチャーイン）がそれにあたります。

会長： 現行ホームページの構築業者と同じか。

実施機関： 異なる業者になります。

会長： 契約は締結済みか。

実施機関： 昨年度、プロポーザル方式による業者選定を行い、現在構築中です。

委員： 保守業者も同じか。

実施機関： 構築業者でなければ保守業務を行えないため、当該業者と随意契約する予定です。

委員： 再委託の予定はどうか。

実施機関： 構築業務については書面にて再委託の予定がないことを確認しています。保守業務については今後の契約時に書面にて確認を行います。

委員： 問合せに対する回答データについては各担当で保存することになるのか。

実施機関： 元データは問合せ受付機能の管理システムに保存されます。担当室課に送付したメールは、文書收受処理を行ったうえで回答等の処理が済み次第、メール等は削除する運用を考えています。元データ自体は、サーバの容量との兼ね合いもあり、1年保存とします。

委員： 回答記録は1年といわず、保管しておくべきではないか。

実施機関： 回答記録は文書收受処理のうえ、3年保存となります。

委員： 回答記録には、照会者の個人情報も記載されるのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 問い合わせフォームが導入されることは使い勝手が良くなり、市民サービスの向上につながると思うが、一方で想定していないような問い合わせや意見が来ることになり、件数自体が増えるのではないか。

実施機関： 問い合わせフォームを通じて、御意見をいただくことになるが、注意事項として、特定の個人を誹謗中傷するような内容や市政に関係のないもの、同一内容を繰り返すようなものについては回答を控えることなどを明記したいと考えています。

3 委員間協議

全委員一致で同意する。

ただし、保守契約にあたっては情報セキュリティに十分配慮した内容を盛り込むことを要望する。

諮問案件（4）個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて（継続審議）

【市民部 市民総務室】

1 諮問内容

（1）諮問事項

- ア （諮問事項1）条例要配慮個人情報について
- イ （諮問事項2）個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について
- ウ （諮問事項3）自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について
- エ （諮問事項4）自己情報の開示決定等の期限について
- オ （諮問事項5）自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について
- カ （諮問事項6）苦情処理委員の継続の要否について
- キ （諮問事項7）審議会への諮問について
- ク （諮問事項8）自己情報の開示請求に係る手数料について

ケ（諮問事項9）行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

（2）諮問理由

条例第38条第2項に規定する個人情報保護制度に関する重要事項にあたるため。

2 議事要旨（質疑応答等）

【前回の審議において説明に出た「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」について、実施機関から説明】

実施機関： 前回審議会の御審議の際に、「現行の個人情報保護条例では「趣旨と解釈」を作成していて、個人情報とは、といった詳しい内容の説明がなされているが、改正法に対応した条例では同様のものを作成するのか。」という御質問をお受けしました。その際、実施機関として「国からは（個人情報の保護に関する法律についての）ガイドラインや事務対応ガイドが示されており、基本的にはそれらが趣旨と解釈に代わるものとして職員研修などで活用していきたい。」旨の返答をさせていただきました。

委員の皆様へは、資料として改正法の写しや諮問に係る関係資料はお渡ししていますが、改正法の施行令、施行規則や、当該ガイドラインや事務対応ガイドはかなり膨大な量の資料となり、その写しまではお渡しできていません。

そこで御説明した中の事務対応ガイドのうち「個人情報」に係る関係部分の抜粋を御用意させていただきました。この資料（事務対応ガイド）の作り方として、項目ごとに改正法の該当条文、関連する改正法の施行令や施行規則が併せて記載され、解説が記載されています。

前回の審議会でお答えした、国から地方公共団体等に対して示された事務対応ガイドの内容について、具体的に分かる資料として、関係部分抜粋ではありますが、配付をさせていただきました。

今後、これら資料を活用して現行条例の「趣旨と解釈」に見合う資料として位置付けてまいりたいと考えています。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項7）審議会への諮問について説明】

会 長： 本で行っているような個別案件に係る審議はなくなるという理解でよいか。

実施機関： 個別案件については、特定個人情報保護評価の再実施に対する第三者点検は残ってくるものと認識しています。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項8）自己情報の開示請求に係る手数料について説明】

会 長： 現行どおりの取扱いを継続するという理解でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委 員： 自己情報の開示という市民の関心が大きい事項に関して、請求される側（市）、請求

する側（市民）の意識を高めること、開示決定までの長いプロセス（要する時間、工数他）を考えると一定の手数料負担があるべきとも思うが、近年では受益者負担の考え方から、実質的な原価（コピー代、用紙代等）のみの徴収に変わってきているかとも思う。吹田市における手数料の考え方、本件以外の手数料の現況も含めて、吹田市の手数料に関する考え方をもう少し確認したい。

実施機関： 本市の手数料の考え方については、「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」を策定しています。基本的な考え方としては、「施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいれば、その利益に見合うだけの負担をお願いすることが住民間の不公平を無くすこととなります。つまり、使用料や手数料等の見直しは、住民間の公平性の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的とし、料金設定については、住民理解が得られるものでなければなりません。（中略）サービス提供に要するコストを基礎として、サービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。」とされています。

本市では、自己情報開示等請求に係る手数料を無料としています。これは、条例の趣旨・目的が、自己情報についてみだりに他人に知られないよう保護するとともに、実施機関が保有する個人情報について、何人でも自己に関する個人情報の開示、訂正、削除、中止を請求する権利を認めることにより、自己情報のコントロール権を実効性のあるものとして保障するものであることから、その権利行使を行いやすいよう無料としているものです。

なお、公文書公開請求においては、市内に住所を有する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体については、手数料は無料ですが、それ以外のものについては、公開請求1件につき300円の手数料を徴収しています。これは、情報公開制度の運営が市民の負担で行われていることから有料としているものです。

また、公開を受ける公文書に部分公開に係る公文書（一部黒塗り処理があるもの）が含まれるときは、部分公開に係る公文書100面までは手数料はかかりませんが、101面から1面につき5円の手数料を徴収しています。これは、公文書公開請求に係る費用の一部を請求者に負担してもらい、制度利用と費用負担のバランスを取ることで、本市の公文書公開制度を適切に維持していくために設けたものです。

会 長： 時間がきたので本日の審議はここまでとしたい。

3 委員間協議・裁決

（諮問事項9）行政機関等匿名加工情報に係る手数料についての説明、諮問事項全般に係る審議については、次回以降の審議会で行うこととし、継続審議とする。